コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	被害者に対する返金を優先するべ	振り込め詐欺救済法に基づき、被害者は振
	き。	り込んだ口座から直接返金されることとな
		っておりますが、適法に返金手続を終えて一
		度預金保険機構に納付された、犯罪被害者等
		の支援の充実のために支出する預保納付金
		の使途については、十分な返金を受けられな
		かった被害者に対して優先的に支払うべき
		であるとは必ずしも言えないと考えます。
		更に、幅広く被害者を対象に再度返金を行
		う場合、返金申請を行っていない被害者の特
		定やこれらの被害者への支払事務などによ
		り、多大なコストが発生すると考えられま
		す。こうしたコストや被害者数を勘案する
		と、一人当たり支払額が極めて少額になり、
2	クタスは 主控主山みのは冷 <i>た</i> ①	費用対効果の面でも疑問があると考えます。 (1)単に申請の先後のみで返金対象か否か
2	命令では、支援支出金の使途を、① 犯罪被害者の子どもに対する学資の貸	(「)単に甲調の元後のみで返並対象が合か を決めることとすれば、社会通念上、申請
	付けと、②犯罪被害者等支援団体に対	が必ずしも遅いとは言えない者であって
	する助成の2つの支援業務に限定して	も、たまたま自分より早く申請した者が居
	いるが、第2条の支援業務として、次	ただけで、返金の対象から外れるなど、被
	の事項を追加すべき。	害者間の公平性の観点から問題があると
		考えます。
	(1)被害回復分配金支払手続の存在を	また、申請が金融機関に到着した順とす
	知らなかったなどの理由により、同	れば、先に申請を発送したにも関わらず、
	分配金の支払申請を行うことができ	配送の状況によって、たまたま金融機関に
	なかった被害者に対し、当該被害者 が振り込んだ預金口座からの預保納	到着するのが遅れた場合など、不公平な事
	付金を限度として、先着順(もしく	態が生じるおそれがある一方、申請の発送
	は消印順)に特別分配金を支払うこ	順とすれば、その先後関係の特定が困難で
	と	あると考えます。
		同じく、消印順としたとしても、締切日
	(2)振り込め詐欺等の財産犯による被	の消印にわずかながら遅れたために、返金
	害者に対する訴訟費用等の支援	を受けられなかった申請者にとっては、不
		公平である等の問題点は依然、残ると考え
		ます。 まま (ハマンバスト しょう) ・・・・・・・・
		更に、申請(分配)が行われなかった口
		座残高については、引き続き預保納付金と
		して滞留し、再度その使途が問題となるな
		ど、適当でないものと考えます。

- (2)「振り込め詐欺等の財産犯による被害者 に対する訴訟費用等に使用するべき」とい うご意見については、
 - (i)訴訟提起等を行わない被害者には何ら メリットがなく、被害者間の公平が損な われる
 - (ii) どの程度の損害賠償金等が得られるかは加害者側が保有する財産次第の面があり、預保納付金の使途としては、費用対効果の面で疑問がある

などの問題点があり、適当ではないものと 考えます。

3 命令第3条の協定には、振り込め詐 欺等被害者を支援する犯罪被害者等支 援団体へ重点的に助成することを含め るべき。 振り込め詐欺救済法が支援の対象とする「犯罪被害者等」に限定を付していないことに鑑みれば、特定の犯罪被害者等を支援する団体へ重点的に助成を行うよりも、むしろ広く犯罪被害者等の支援を行っている団体を助成する方が望ましいと考えます。

4 命令第1条において、預保納付金の 留保割合を「百分の十」としているが、 留保割合は、誤って失権された口座名 義人に対するこれまでの支払実績に基 づいて決定すべき。 預保納付金の留保割合については、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム(以下「PT」)」において検討を行ってきたところですが、23 年8月に公表されたPTの最知りまとめ(「預保納付金の具体的使途に可以して」)にも記載されておりますように、預保納付金の累計額及び誤って失権された可と名義人の救済のために支払が行われた実績等を踏まえて、留保割合を「百分の十」に引き下げることが妥当と判断いたしました。

命令第2条第1項第1号において、 支援支出金管理団体に「犯罪被害者等 の支援に係る知識及び経験」を要件と して求めているが、団体助成に必要な 「経験」は、「犯罪被害者等の支援をし た経験」ではなく、「団体の組織や事業 の活性化をした経験」であると考える ため、助成業務のみを行う場合は、「経 験」を除外する、若しくは「団体運営 に関わる経験」とすることが適切では ないか。

5

PTの最終取りまとめで示された、支援支出金管理団体に求める要件のうちの一つである「犯罪被害者等支援について一定の実績や知見を有すること」の趣旨を踏まえますと、団体助成事業を行う支援支出金管理団体には、助成対象として適切な犯罪被害者等支援団体を見出すための、犯罪被害者等支援に係る経験や知見が必要と考えられます。したがって、助成業務のみを行う場合であっても、「犯罪被害者等の支援に係る知識及び経験」を要件とすることが適当と判断いたしました。

6 命令第3条第1項第1号において、 支援支出金管理団体に「特別な勘定を 設けて整理する」ことを実質的に義務 付けているが、経理区分により本事業 の経理を適切に管理することは当然と 考えるが、特別会計の設置を行うかど うかは、支援支出金管理団体の意思に よって行うべきものではないか。 PTの最終取りまとめで掲げた、支援支出金管理団体に求める要件のうちの一つである「既存業務との区分経理を行うこと」の趣旨を踏まえますと、支援支出金管理団体が本事業について既存業務とは別に特別の勘定を設けて整理することは、被害者に返せなかった資金という公的な側面を持つ預保納付金を使用することからも、必須であると考えられるため、本主務省令において、預金保険機構と支援支出金管理団体が締結する協定項目として規定するのが適当と判断いたしました。

7 命令第3条第1項第3号において、 支援業務に係る重要な事項に関する意思決定は、外部委員で構成される委員会で行うことが予定されているが、重要な事項については、支援支出金管理団体の意思決定によって取り行われるべきであり、委員会は諮問機関とするのが適当ではないか。

8

PTの最終取りまとめにおいて掲げた、支援支出金管理団体に求める要件のうちの一つである「『奨学金貸与や団体助成の決定を行うため、』外部有識者等による委員会を設置すること」の趣旨を踏まえますと、支援業務に係る重要な事項に関する意思決定については、外部有識者等による委員会によって行われるのが適当と考えます。

命令第3条第1項第5~7号において、「必要に応じて」・「必要がある場合には」・「必要な事項」等の解釈の余地が大きい記述がなされているが、支援支出金管理団体の効果的・効率的な業務実施のためには、各種措置等は一定の基準に基づく秩序ある範囲とすることが必要ではないか。

両事業の詳細な制度設計については、支援 支出金管理団体が決定した後、当該団体と関係機関との協議の上で検討していくもので あることを踏まえますと、現時点では、各種 措置等について具体的な基準を設定するの は困難であり、また、公的な側面を持つ預保 納付金を使用するという観点からは、支援支 出金管理団体と協定を締結する預金保険機 構が適切に措置を行っていくことが適当で あると考えます。